

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「前十条」を「前十二条」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十四条の二 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十八条第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

別表第二小児医療センターの部中「瀧」の次に「澁川」を加える。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。